

国立大学法人滋賀医科大学公益通報実施要領

平成20年10月30日制定

平成30年9月28日改正

(趣旨)

第1 この要領は、国立大学法人滋賀医科大学公益通報者保護規程（以下「通報者保護規程」という。）第16条の規定に基づき、公益通報及び相談の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(宛先)

第2 通報者保護規程第5条に定める文書又は電子メールの宛先は、次のとおりとする。

(1) 滋賀医科大学総務企画課

ア. 文書宛先（親展と記載）

〒520-2192

大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学総務企画課（公益通報窓口）

イ. 電子メール宛先

kouekitu@belle.shiga-med.ac.jp

(2) 間石成人 弁護士

ア. 文書宛先（親展と記載）

〒541-0041

大阪市中央区北浜2丁目6-18 淀屋橋スクエア12階 色川法律事務所

イ. 電子メール宛先

helpline@irokawa.gr.jp

(記載事項)

第3 公益通報及び相談には、次の事項をわかる範囲で記載するものとする。

(1) 法令違反行為時期（法令違反行為が行われた日時、進行中又は今後行われようとしていること）

(2) 法令違反行為の具体的内容

(3) 法令違反行為者の所属、職名、氏名

(4) その他参考事項（他にその事実を知っている者はいるか、行為者に法令違反を指摘したことはあるか、監督者等に相談したことはあるか等）

(注意事項)

第4 公益通報及び相談は、誠実に行わなければならない。専ら個人的利益、私怨又は誹謗・中傷を目的として行ってはならない。

附 則

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。